赤は商業系 緑は住居専用系 |豊中市役所 | |阪急岡町駅 | 黄は住居系 南桜塚小学校

住

民

の

皆さ

h

の

健

康

で

文

化

的

な

生活

確

保

す

ることです。

機

能

的

な

活

動

を

义

ることによ

1)

秩

序

あ

る

整

備

を

都

市

の

健

全

な

発

展

都

市

計

画

の

目

的

は

都

市

計

画

が

定

め

ら

れ

て

1)

ま

す。

私

た

ち

の

住

む

の

豊

中

市に

は

都市計画の対象となる場所を都市計画区域といいます。同区域では、将来あるべき土地利用の姿を実現 する手段として、どこにどんな建物を、どれくらいの大きさで建てられるかを定めたルール「用途地域」を定 めています。市内には11種類の用途地域があり、上の図は市役所周辺の用途地域のイメージ図です。都市 計画による用途地域があることで、商業地・工業地・住宅地など、地区の特性に合った環境が守られ、効率 的な活動を行うことができます(用途地域の詳細は、市ホームページをご覧ください)。

なお、市の同区域は、昭和8年(1933)に豊中町全域4.19平方キロメートル、その後の市制施行や隣接町 村合併により変更し、昭和30年に全市域36.60平方キロメートルになりました。 / 都市計画課

地区の特性に合わせてつくれるまちのルール

用途地域では、都市計画法や建築基準法に基づき建築物や土地についてのルールが定められていますが、基本的な項目は全国一律であるため、地区の特性に十分適していない場合もあります。そこで、地区限定の独自のまちのルールを定める「地区計画」や「都市景観形成推進地区(景観計画)」という制度があります(地区計画策定までのステップは4ページ参照)。

それらの制度は、市が権利者と合意して定めるほかに、住民同士で合意形成を行って地区の特性に合った独自のルールを定めることができます。



地区独自のまちづくりに関わる制度

	地区計画	都市景観形成推進地区(景観計画)
必要な合意形成	土地・建物所有者の多数(おおむね8割)の合意	
定めることが できる項目	・建物の使い方(用途)・建物の大きさ・建物の高さ・敷地の最低面積 など	・建物や塀などの色彩や意匠 ・建物や塀などの高さ ・敷地の最低面積 ・良好な景観形成に必要なルール など
市内ですでに策定 している箇所	25カ所	6カ所

※目的に応じて次のような制度もあります

- ・建築協定…土地・建物所有者全員の合意により、建物や土地利用のルールなどを定めます。市内に10カ所あります
- ・緑地協定…土地・建物所有者全員の合意により、緑化のルールなどを定めます。市内に2カ所あります
- ・景観形成協定…住民など8割の合意により、景観形成に関するルールなどを定めます。市内に2カ所あります



step4

のステップ」「

市からのサポート内容

申し出た地区計画案に対 し、市がパブリックコメント を行うなど内容を精査し、 専門家などで構成される都 市計画審議会で審議します

地区計画が都市計 画決定されるとと もに、条例が定めら れ、まちのルールと して運用されます

step2

●活動費助成

対象となる活動費の3/4を 助成します(上限あり)

●計画業務派遣

コンサルタントを派遣します

まちの将来像を考えな がら、まちにふさわし いルール案を検討・作 成し、土地・建物所有 者にアンケートをとっ



●出前講座

市職員が伺い、概要や事例を 伝えます

●まちづくり講座

勉強会などにまちづくりの専 門家を派遣します

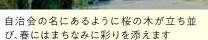
●相談業務派遣

コンサルタントを派遣します

ぎっかけは開発に対する ひとりの思い

持ち上がりました。「まちの風景 の地区に、マンション建設の話が たくさんの桜の木が残っていたこ 平成6年、古くからある住宅と

作ろう」と、私たちのまちづくり ちのまちのルールを、自分たちで 思いを抱いた私たちは、自治会の ひとりの思い。そこで、「自分た ちの良さを守りたい」という一人 も残る閑静な住宅街というこのま が様変わりしてしまう」。そんな が始まりました。 みました。返ってきたのは「自然 会合で皆さんにどう思うか聞いて



のんな違う」から 糾得するまで

いろいろと手探り状態のまま動

Interview

暮らしやすいまちを くるのは自分た

永楽荘桜自治会・会長 藤井加代子さん(永楽荘)



市の北部・永楽荘3丁目にある永楽荘桜自治会。同自治会の区域では現在、230軒ほどの住宅が立ち並んで す。かつては50軒ほどの住宅と雑木林だったこの地区は、宅地開発が進んでいくなか、その地区で暮ら す住民の皆さんで住宅の高さや外壁の色などに関するルールを決めて守ってきました。自分たちが暮らすま ちを自分たちで守り育てていく、そんな取り組みを進める同自治会・会長にお話を伺いました。

ませんでした。同じ地区の住民と 据えて自分たちのまちを考えると き始めたものの、 方は本当に人それぞれでした。 いっても立場や年齢も違い、考え いうことは、 簡単なことではあり 未来のことも見

> 極的に関わってくれているからだ ルールがあるおかげで、住環境と 区計画と都市景観形成推進地区の と思います。多くの新築・リフォー れる皆さんも同じ考えを持ち、 ちだけではなく、引っ越してこら ム工事が行われてきましたが、 きるのは、昔からここに住む私た こうして継続的な取り組みがで 地 積

さんのアドバイスをもらって、 見がぶつかることも。 成27年に地区計画を策定し、 検討を始めました。その結果、 期限のない新たなまちのルー 成28年9月までだったため、 形成協定。同協定の有効期限が平 初に決まったのは平成8年の景観 景観のことや建築のことなどたく 同士で話し合いを重ね、 に留めて取り組んできました。 しずつ前進していきました。 沢めるのは そこに暮らす自分たち 「全員で」「平等に」を心 何度も住民 市からも 有効 同じ ルの

中市になればと思います。 思いが、 そうやって作られたまちが増え てほしい」、そんな一人ひとりの て、 続けてほしい」「もっとこうなっ 自分が暮らすまちに「こうあり 今よりもっと暮らしやすい豊 まちを守り育てていく。

年に都市景観形成推進地区の指定

も受けました。

た永楽荘桜自治会館さくらんぼ。地域の皆 さまざまな活動の拠点として10年前に建て さんの思いが詰まっています

景観が保たれていると思います。

住民の思いが

になれば、もっと

を決めるわけですから、時には意 のことに対して地区全体のルー や土地という、いわば個人の財

らしやすいまちに

れたのは、 しての機運が下がったこともあり たわけではありません。 ものではなく自分たちで決めてき し、これまで決まりを守ってこら 建築会社の人と話し合ったことも てもらうために家を建てる施主や ましたし、私たちの決まりを守っ 一度や二度ではありません。 これまで、全てが順風満帆だっ それが押し付けられた 自治会と

市は、住民が主体となって土地利用のルールなどの策定をめざす団体の支援を行っています。住 みたいまちを形にするまちのルールづくりに興味がある人は、ぜひ一度お問い合わせください。

たものだからだと思います。